

幼保連携型認定こども園への移行に伴う手続きについて

平成27年度～

認定こども園法に定める
学校及び児童福祉施設

学校教育法に定める学校



市町村から施設型給付を受ける園(新制度の園)

①幼保連携型認定こども園

(学校及び児童福祉施設として一体の認可を受けた施設)

②幼稚園型認定こども園

(認定こども園法に基づき、保育機能を認定された幼稚園)

幼稚園

③
(施設型給付を受ける幼稚園)

④
(私学助成を受ける幼稚園)

【幼稚園型認定こども園や幼稚園が、幼保連携型認定こども園に移行する場合に必要な手続き】

内容	根拠法律	所轄庁等
幼保連携型認定こども園の設置認可	認定こども園法	道(保健福祉部)、指定都市(札幌市)、 中核市(旭川市、函館市)
幼稚園の廃止認可	学校教育法	道(学事課)